



令和2年12月22日  
九州地方整備局

### アスファルト混合物事前審査制度審査機関の公募について

アスファルト混合物事前審査制度検討委員会

アスファルト混合物事前審査制度（以下、「本制度」という）における、審査機関の公募を行いますのでお知らせします。

#### ◇本制度の概要

工事発注単位毎に行うとされているアスファルト混合物の品質管理に関する基準試験等を事前に審査し、これを認定することによって各工事毎の試験を省略し、もって監督職員、工事施工者及びアスファルト混合物製造者の業務の省略化とアスファルト混合物の安定した品質確保を図ることを目的に、平成11年4月より施行されています。

#### ◇審査機関の位置づけ

今回の公募において、所定の手続きを経て選定された者は、本制度の事前審査に係わる業務全般を行う審査機関として、九州地方整備局長が指定します。

#### ◇公募申請の受付期間について

令和3年 2月 3日（水）～ 令和3年 2月10日（水）

#### ◇公募要領の交付

公募要項の交付については、公募担当部署において直接交付、FAX、電子メール、郵送にて行います。

#### ◇その他

その他、詳細な内容については公募公告のとおりとします。

#### ○添付資料

- 「アスファルト混合物事前審査制度」審査機関の公募公告

※アスファルト混合物事前審査制度検討委員会とは、アスファルト混合物事前審査制度を九州地区において適用するための検討を行うために設置されており、整備局・九州7県・3政令市で構成されています。

#### 問い合わせ先

（アスファルト混合物事前審査制度検討委員会事務局）

国土交通省 九州地方整備局

企画部 技術管理課 直通 092(476)3546

○技術管理課長 甲斐 浩幸 内線 3311

○技術管理課長補佐 山村 覚 内線 3316

# 「アスファルト混合物事前審査制度」

## 審査機関の公募公告

### 1. 公募概要

アスファルト混合物事前審査制度（以下、「本制度」という）は、アスファルト混合所から出荷されるアスファルト混合物を審査機関が事前に審査認定することにより、従来の工事毎、混合物毎に実施してきた基準試験練り等を省略できる制度である。

本制度の運用により、発注者、施工者及びアスファルト混合物製造者の業務の合理化、省力化並びにアスファルト混合物の安定した品質の確保を図ることを目的としている。

本公告は、アスファルト事前審査制度検討委員会（以下「制度検討委員会」という）が「アスファルト混合物事前審査制度」の適正な運用を図るための審査機関の公募を行うものである。

### 2. 実施予定期間

本制度による審査機関としての指定期間は、以下のとおり予定している。

＜指定予定期間＞

令和3年4月1日～令和7年3月31日（4年間）

### 3. 公募にあたっての資格要件の概要

#### （1）単体企業

- 1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 申請書類の提出期限の日から審査機関指定の時までの期間に、九州地方整備局長から、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 4) アスファルト混合物を製造する企業が審査機関に指定された場合には、自らが製造または資本関係・人的関係がある者が製造するアスファルト混合物について、当該事前認定の審査をすることはできない。但し、社団法人及び公益法人はこの限りでない。
- 5) 単体企業とは、各種団体等を含むものとする。

#### （2）共同企業体

3. (1)に掲げる条件を満たした者により構成され、業務特性や地域特性に応じた分担業務となっている共同企業体であること。

なお、本公募に係わる共同企業体については出資比率、構成員、代表者を明示した

書類（書式自由）を添付すること。なお、選定された場合においては、指定までに共同企業体協定書を公募担当部署へ提出しなければならない。（未提出については指定しない）

1) 代表者の要件

代表者は、構成員において決定されたものとする。

2) 構成員の数

3者までとする。

(3) 申請書類の提出者に関する要件

1) 公募参加申請書を提出する者は、九州地方整備局等管内に業務拠点（配置予定技術者が恒常に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。

2) 単体企業について重複申請は認めない。（3.(1)の単体企業と3.(2)の共同企業体として重複した申請、また、複数の共同企業体の構成員となること）

3) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

4) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

4. 本公告の問合せ先、公募要項交付及び申請書類提出先

公募担当部署は、アスファルト混合物事前審査制度検討委員会事務局とする。

(1) 問合せ先及び公募担当部署

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-10-7（福岡第二合同庁舎）

（公募担当部署）

アスファルト混合物事前審査制度検討委員会事務局

国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課 工事品質確保係（担当係）

電話：092-471-6331（代表） 内線：3286、3287

FAX：092-476-3465

(2) 公募要項交付

公募要項交付は、上記4.(1)公募担当部署において直接交付、FAX、電子メール、郵送にて行う。なお、電子メール、FAX、郵送にて公募要項の送付を希望する場合は、送付依頼書（書式自由：ただし、送付先住所、電話番号、会社名、担当者名、FAX番号又は電子メールアドレスを記入したもの）をFAXにて上記4.(1)まで送付すること。

(3) 公募要項交付期間

公募要項交付期間：令和2年12月23日～令和3年1月21日

対応時間（9時30分～17時00分 土、日、祝日を除く）

#### （4）申請書類提出先

公募申請書類は、公募担当部署にて受付する。

受付予定期間：令和3年2月3日～令和3年2月10日

#### 5. 選定者の決定方法

選定者は、制度検討委員会が審査して決定する。選定者とは、公募要項に基づいた応募者から審査機関指定予定者として選定されたものをいう。選定者の決定方法については、公募要項に示す評価項目（①配置予定管理技術者の資格等及び実務経験 ②実施方針 ③技術提案）及び評価方法のとおりとする。

#### 6. 審査機関の指定

制度検討委員会は、決定した選定者を審査機関指定予定者として九州地方整備局長へ推薦する。

九州地方整備局長は、推薦された者を本制度の審査機関として指定する予定である。

#### 7. その他

本制度審査機関公募に係わる詳細は、公募要項による。

令和2年12月22日

アスファルト混合物事前審査制度検討委員会委員長

九州地方整備局企画部技術調整管理官 竹下 卓宏